

ID: 304

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	1人緑地協定の認可		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第54条第2項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【基準】 法第54条第1項及び第2項の規定による。 (緑地協定の設定の特則) 第54条 都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地(第45条第1項の政令で定める土地を除く。)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、地域の良い環境の確保のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を緑地協定区域とする緑地協定を定めることができる。 2 市町村長は、前項の規定による緑地協定の認可の申請が第47条第1項各号に該当し、かつ、当該緑地協定が地域の良好な環境の確保のため必要であると認める場合に限り、当該緑地協定を認可するものとする。 都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)参考			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日